



2022年12月15日

各 位

会 社 名 株式会社FCE Holdings
代 表 者 名 代表取締役社長 石川 淳悦
(コード番号: 9564 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役財務経理部長 加藤 寛和
(TEL 03-5908-1400)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年12月5日開催の取締役会において、2022年12月27日開催予定の第6回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。
適時開示基準を誤認していたため、本件の開示が遅れましたことをお詫び申し上げます。今後は適時開示制度の重要性に鑑み、適時適切な開示に努めて参ります。

記

1. 提案の理由

- ・場所の定めのない株主総会を可能とする変更

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(以下「改正産競法」)が一部施行され、上場会社において、定款に定めること等の一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会、いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」)の開催が可能となっております。当社は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくすることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症や自然災害等の大規模災害時のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款の変更を行うものであります。

なお、定款変更の効力は、本株主総会での決議に加え、改正産競法の定めにより、当社が実施するバーチャルオンリー株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認(以下「本確認」)を受けることを条件として、本確認を受けた日をもって生じるものとし、その旨の附則を併せて規定するものであります。

なお、当該附則は効力発生日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(招集) 第11条 当社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(招集) 第11条 当社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。 <u>2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p>(株主総会の場所に関する経過措置) <u>第11条第2項に基づく株主総会の開催場所の変更は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の定めにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令及び法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本附則は、効力発生日経過後、これを削除するものとする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

2022年12月27日
産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の定めにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令及び法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日

以上